

Press Release

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表
令和2年5月29日(金)
午前8時30分 解禁

担当 京都労働局 労働基準部健康安全課
健康安全課長 堀 記子
安全専門官 河野 孝昭
電話 075-241-3216(ダイヤルイン)

「令和2年度 全国安全週間(第93回)」準備期間及び 「京都ゼロ災3か月運動(第36回)」について

京都労働局(局長: ^{かねざしよしゆき}金刺義行)は、安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、令和2年7月1日から7月7日までを「**全国安全週間**」、6月1日から6月30日までを「**準備期間**」として、京都府内の事業場に対し、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら積極的な取り組みを要請します。

また、災害ゼロを達成し、安全・健康で快適な職場づくりを行っていただけるよう、全国安全週間初日の7月1日から9月30日までの3か月を取り組み期間とした「**京都ゼロ災3か月運動(第36回)**」についても、広く参加を呼びかけます。

参照1: 「令和2年度 全国安全週間(第93回)」

参照2: 「令和2年度 京都ゼロ災3か月運動(第36回)」

【全国安全週間及び準備期間中に事業場が実施する事項】(抜粋)

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

※令和2年度 全国安全週間(第93回)スローガン

エイジフレンドリー職場へ!
みんなで改善 リスクの低減

(参照 1) 「令和 2 年度 全国安全週間(第 93 回)」 要旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に始められました。戦時中も中断することなく続けられ、今年で 93 回目を迎えます。

令和 2 年度の全国安全週間は、「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善リスクの低減」をスローガンとして展開します。

(参照 2) 令和 2 年度 「京都ゼロ災 3 か月運動(第 36 回)」 要旨

「京都ゼロ災 3 か月運動」は、京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会（公益社団法人京都労働基準協会など主要 12 団体）が主催する、京都独自の取り組みです。昨年京都で開催された全国産業安全衛生大会（10/23～10/25）でも全国から注目を集めました。

期間中に無災害を達成した参加事業場には、京都労働局長から達成証を交付します。昨年の参加事業場数は 2,423 事業場で、無災害の達成率は 96.0%でした。

- 運動期間 令和 2 年 7 月 1 日（水）から 9 月 30 日（水）までの 3 か月間
- 申込期間 令和 2 年 6 月 1 日（月）から 6 月 18 日（木）
- 参加費 無料
- 申込方法 参加申込書に必要事項を記入の上、主催者に申込む

<京都ゼロ災 3 か月運動ロゴマーク>





令和2年度 全国安全週間(第93回)

主 唱 京都労働局・各労働基準監督署

協 賛 (公社)京都労働基準協会
(公社)京都労働基準協会各支部
建設業労働災害防止協会京都府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部
林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会舞鶴港分会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮津港分会
(一社)日本ボイラ協会京滋支部
(一社)日本クレーン協会京都支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会京都支部
(一社)京都府溶接協会
京都府採石公災害防止連絡協議会
京都府建築工業協同組合

● 準備期間

6月1日～6月30日

● 本週間

7月1日～7月7日

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

この間、事業場では労使が協調して労働災害防止対策が展開され、この努力により労働災害は長期的に減少してきました。

しかし、京都府内における令和元年の労働災害については、7月発生の放火による災害のため死亡者は48人に達し、前年に比べ39人も大幅な増加となりました。休業4日以上死傷者数は、2,389人(前年比89人、3.6%減)となっており、一部の業種において増加していることや、高齢労働者の労働災害が高止まりになる等の傾向が見られます。

これらの要因としては、基本的な安全対策や高齢労働者対策が不十分であること、事業場における安全管理が低調となっていること等が考えられます。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意し、令和2年度の全国安全週間は、

エイジフレンドリー職場へ！

みんなで改善 リスクの低減

をスローガンとして展開します。

また、7月1日から9月30日までの期間、令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」(第36回)を実施します。京都府内のすべての事業場がこの運動に参加され、「災害ゼロ」を目指して、安全・健康で快適な職場づくりを行っていただければ幸いです。申込みは6月1日から6月18日まで、主催者団体にて受け付けます(参加費無料)。詳しくは京都労働局ホームページをご覧ください。



新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら実施するようお願いいたします。

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)
- ②密集場所(多くの人が密集している)
- ③密接場面(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

※厚生労働省作成「チェックリスト」の活用をお願いします。

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (7) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (4) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (9) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (7) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (4) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (9) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (1) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全活動の促進

- (7) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (4) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (7) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (4) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (7) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (4) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

- (7) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (4) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

- (7) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (4) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (9) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

- (1) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (9) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (7) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (4) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (7) 荷台等から墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (4) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (9) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (1) トラックの逸走防止措置の実施
- (9) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (7) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (4) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (9) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (1) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (7) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (4) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (9) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- (1) 転倒災害防止のための安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

- (7) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (4) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (9) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (1) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (7) 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置
- (4) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (9) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (1) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

- (7) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (4) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (9) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (1) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (9) 熱中症予防に関する教育の実施
- (9) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (4) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。

◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。

◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。

◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

チェックリストはこちら →



3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



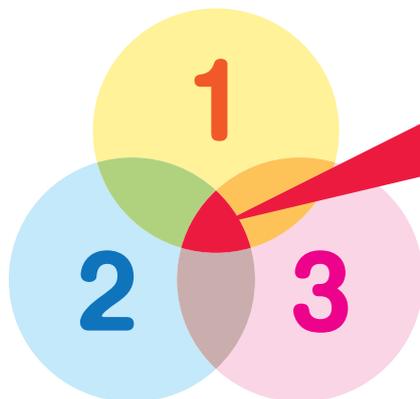
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



■参加事業場の実施事項

参加事業場は、次の事項を参考にして労使一体となって、安全衛生管理活動を活性化するとともに、職場の危険ゼロを目指した取組を積極的に実施し、災害ゼロを目指してください。

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| ①安全衛生管理体制の整備 | ⑦安全衛生教育の実施 |
| ②年間の安全衛生計画の作成、職場の安全衛生改善提案制度の実施 | ⑧メンタルヘルスケアの取組み |
| ③リスクアセスメントの実施 | ⑨過重労働による健康障害防止対策の実施、健康の確保増進対策の実施 |
| ④機械・設備の安全化、作業環境の改善等による快適な職場づくり | ⑩労働災害防止の啓発等の行事 |
| ⑤転倒災害防止の取組み | ⑪交通労働災害の防止 |
| ⑥作業方法・作業姿勢等の見直し | ⑫家庭での安全対策の実施についての啓発等 |

■シンボルマークのご案内

本運動のシンボルマークをご利用ください。お申込みは、主催者の団体に「用品申込書」(様式第2号の下段)により申し込んでください。

- ①ゼロ災害ツッカー (有料：1シート (マークが10ヶ) 100円)
(シンボルマークを使用・直径5cm)
- ②ゼロ災シール (有料：1シート (マークが30ヶ) 150円)
(シンボルマークを使用・直径1.5cm名刺・封筒等に貼付できます。)
- ③ゼロ災ポスター (有料：1枚 180円)



〈主催者〉(京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会)

団体の名称	〒	所 在 地	TEL	FAX
(公) 京 都 労 働 基 準 協 会	600-8000	京都市下京区四條通東入道谷町1番地 京都経済センター4F 418	075-353-3503	075-353-3510
	同上	同上	075-353-3513	075-353-3520
	同上	同上	075-353-3523	075-353-3530
	同上	同上	075-611-8286	075-611-8400
(公) 京 都 南 支 部	612-8040	京都市伏見区本木大町688-3 月桂冠酒蔵オアシス9号室	075-611-8286	075-611-8400
(公) 京 都 福 知 山 支 部	620-0054	福知山市末広町2丁目9 交友会館3F	0773-23-8275	0773-23-0009
(公) 京 都 舞 鶴 支 部	624-0013	舞鶴市上安久小字安久谷原381-2	0773-75-4731	0773-75-4777
(公) 京 都 丹 後 支 部	627-0012	京丹後市峰山町形谷888 峰山町織物センター内 園部支部	0772-62-5495	0772-62-5509
(公) 京 都 建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 京 都 府 支 部	622-0003	南丹市園部町新町49-1	0771-62-3220	0771-62-4045
(公) 京 都 陸 上 貨 物 運 送 業 労 働 災 害 防 止 協 会 京 都 府 支 部	604-0044	京都市中京区押小路通柳馬場東入 京都建設会館3F	075-231-6587	075-251-0058
(公) 京 都 林 業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部	600-8022	京都市下京区大宮通木津屋敷下上14-1町1番地 日本通京都支店ビル5F	075-744-0373	075-744-0373
(公) 京 都 港 湾 貨 物 運 送 業 労 働 災 害 防 止 協 会 日 本 職 業 技 術 協 会 支 部	604-0047	京都市中京区西ノ京内畑町41-3	075-802-2991	075-811-2593
(公) 京 都 港 湾 貨 物 運 送 業 労 働 災 害 防 止 協 会 山 陰 支 部 舞 鶴 分 会	624-0031	舞鶴市松陰18-7 飯野港運(株)内	0773-75-5321	0773-75-5681
(公) 京 都 港 湾 貨 物 運 送 業 労 働 災 害 防 止 協 会 宮 津 港 分 会	629-2251	宮津市須津413 宮津海陸運輸(株)内	0772-46-1155	0772-46-1166
(公) 京 都 日 本 ボ イ ラ 協 会 京 滋 支 部	604-8261	京都市中京区御池通油小路東入 ジョイ御池ビル2F	075-255-2358	075-255-2924
(公) 京 都 日 本 ク レ ー ッ ン 協 会 京 都 支 部	600-8000	京都市下京区四條通東入函谷町1番地 京都経済センター4F 402	075-344-5556	075-344-3367
(公) 京 都 建 設 役 後 車 両 安 全 技 術 協 会 京 都 支 部	600-8009	京都市下京区四條通東入函谷町1番地 京都経済センター4F 407	075-351-0250	075-351-0251
(公) 京 都 京 都 府 溶 接 協 会	615-0022	京都市右京区西院平町25 ライフプラザ西大路四條1階	075-322-8401	075-322-8402
(公) 京 都 京 都 府 採 石 公 災 害 防 止 連 絡 協 議 会	604-8282	京都市中京区西ノ京北聖町88-1 リジエス二条901号	075-821-2267	075-821-9301
(公) 京 都 京 都 府 建 築 工 業 協 同 組 合	602-8130	京都市上京区藁屋町通下立売下丸屋町261-3	075-802-1281	075-812-3625
(公) 京 都 京 都 府 ト ラ ッ ク 協 会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062

〈協力団体〉

- (公)日本作業環境測定協会京滋支部
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会京都支部
(社)日本労働安全衛生協会
(社)京都衛生管理者会
(社)京都産業保健総合支援センター
- (後 援)
京都府、京都市、京都経営者協会、京都商工会議所
京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会
(社)京都府医師会

参加事業場募集中

令和2年度『京都ゼロ災3か月運動』(第36回)

——安全・健康・快適職場をめざして——



主唱者 京 都 府 下 各 労 働 基 準 監 督 署

主催者 京 都 府 下 各 労 働 基 準 監 督 署

職場における「トツプの安全衛生に関する宣言」と

「危険ゼロ」の取組による
「災害ゼロ」の達成と「健康確保」を目標とする
「ゼロ災3か月運動」に参加しよう!

京都市内における令和元年の労働災害による死亡者数は、7月発生の放火による災害があり、全産業48人となり、対前年比39人の大幅な増加となった。また、休業4日以上の死傷者数は2,389人(対前年同期比89人減、3.6%減)となった。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和元年は58.02%(対前年比1.01%増)と依然として50%を超え、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率は高水準で推移し、労災請求件数も増加傾向となっている。

このような状況の中、本年度は、「第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度の5年間)」の3年目となり、計画の目標である①平成25年～平成29年の死亡者総数から15%以上減少させること、②平成29年と比べ令和4年の死傷者数を5%以上減少させること、③労働災害防止重点対象業種を設定し、労働災害の減少に向けた対策の推進を図ること、④メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を増加させること、腰痛による労働災害を減少させること及び熱中症による死傷者数を減少させること等を達成するため、事業場における安全衛生対策を積極的かつ計画的に推進していかねばならない。

ついで、労働災害減少目標等の達成に向けて、すべての参加事業場の「ゼロ災の達成」と「労働者の健康確保」が出来るよう、令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」(第36回)を、京都市内全域において積極的に展開することとする。

■ 運 動 期 間 令和2年7月1日(水)～9月30日(水)の3か月間

■ 参 加 申 込 期 間 令和2年6月1日(月)～6月18日(木)

■ 参 加 費 無 料

■ 参 加 資 格 京都市内の事業場(事務所、工場、支店、営業所等)
(建設業での請負金額1億8,000万円以上の工事は、現場単位で参加できます。)

■ 達 成 証 の 交 付 運動期間中、無災害を達成した参加事業場には、達成証が交付されます。

【この運動での「無災害」とは、労働災害がない場合又は不休の労働災害(障害が残るもの)を除きます。】のみをいいます。なお、労働災害の中には通勤災害は含まれません。

■ 参 加 申 込 方 法 「参加申込書」(様式第1号)に必要な事項をご記入の上、主催者(裏面)団体のうちのいづれかの1団体に郵送又はFAXにてお申込みください。

■ 結 果 報 告 参加事業場は、運動期間終了後、結果を「結果報告書」(様式第2号)により令和2年10月15日(木)までに参加申込みを行った主催者の団体に郵送又はFAXにてご報告ください。

参加申込期限6月18日

令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」参加申込書

当事業場は、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間に実施される
令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」に参加いたします。

令和2年 月 日

(〒 - -)

事業場の所在地

事業場の名称

※事業場の名称は正確にご記入下さい。例：社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム〇〇
工事現場の場合は、元請事業場及び工事名称 例：株式会社〇〇建設 〇〇新築工事

令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」主催者 殿

事業場の従業員数	男	女	合計	名			
業種(該当に○印)	1 製造業	2 建設業	3 運輸業	4 商業	5 社会福祉施設	6 飲食店	7 その他
事業場の担当者 氏名 (連絡先)	職	電話番号 FAX番号	氏名				
①必須事項 「安全衛生に関する 宣言」の実施 (宣言例文は京都 労働基準協会HP を御参照下さい)	イ. 宣言者役職 ロ. 宣言方法 ハ. 朝礼 ニ. 社内メール ホ. 社内安全大会 ヘ. 令和2年 月 日 コ. 実施予定日 ク. 対象者 ケ. 全員 コ. 特定の役職者 ク. その他	イ. 文書配布 ロ. 社内安全大会 ハ. その他 ニ. 社内放送 ホ. 社内掲示					
②選択項目 実施予定の事項に ○印を付けて下さい。	イ. 安全衛生パトロールの実施 ロ. 転倒災害防止の取組 ハ. 機械設備安全衛生対策の実施 ニ. 作業方法等・保護具等の改善の実施 ホ. 健康の確保増進に係る事項 (具体的取組事項) ヘ. 安全教育の実施 ト. 衛生教育の実施 チ. ポスターの掲示、シールの活用による安全意識の高揚 リ. その他						

(注) この参加申込書は、令和2年6月1日から6月18日までの間に本運動の主催者団体のうちのいずれか1団体
(重複参加申込不可)に郵送又はフレッツクスにて送付願います。
なお、主催者団体に加入されていない事業場は、事業場所在地の(公社)京都労働基準協会の本部又は各支部へ
申し込んで下さい。

令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」用品申込書

用品	単価	数量	金額
①ゼロ災ステッカー	100円	シート	円
②ゼロ災シール	150円	シート	円
③ゼロ災ポスター	180円	枚	円
合計	金額		円

(注) 1 上の用品を申込まれる場合は、6月18日までに参加申込と併せて送付願います。
2 用品の郵送を希望される場合は下のに✓を入れて下さい。郵送料を含む金額で請求させていただきます。
用品の郵送を希望します。

提出期限10月15日厳守

令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」結果報告書

当事業場で実施した標記の運動の結果は、下記のとおりでしたので報告します。
令和2年10月 日

記

令和2年度「京都ゼロ災3か月運動」主催者 殿

(〒 - -)

事業場の所在地

事業場の名称

担当者職氏名

TEL

(注) 1 この結果報告書は、令和2年10月1日から10月15日までの間に参加申込を行った団体に送付(郵送又は
フレッツクス)願います。(重複結果報告不可)
2 ①の必須項目を実施し、労働災害が無い場合又は不体の労働災害(障害が残るものを除きます)のみの場合
は、「ゼロ災3か月運動達成之証」が交付されます。
なお、労働災害には通勤災害は含まれません。

事業場の従業員数	男	女	合計	名			
業種(該当に○印)	1 製造業	2 建設業	3 運輸業	4 商業	5 社会福祉施設	6 飲食店	7 その他
運 動 期 間	令和2年7月1日～令和2年9月30日						
①必須事項 「安全衛生に関する 宣言」の実施	イ. 宣言者役職 ロ. 宣言方法 ハ. 朝礼 ニ. 社内メール ホ. 社内安全大会 ヘ. 令和2年 月 日 コ. 実施予定日 ク. 対象者 ケ. 全員 コ. 特定の役職者 ク. その他	イ. 文書配布 ロ. 社内安全大会 ハ. その他 ニ. 社内放送 ホ. 社内掲示					
②選択項目 実施した事項に○ 印を付けて下さい	イ. 安全衛生パトロールの実施 ロ. 転倒災害防止の取組 ハ. 機械設備安全衛生対策の実施 ニ. 作業方法等・保護具等の改善の実施 ホ. 健康の確保増進に係る事項 (具体的取組事項) ヘ. 安全教育の実施 ト. 衛生教育の実施 チ. ポスターの掲示、シールの活用による安全意識の高揚 リ. その他						
運動期間中の 労働災害発生状況	死 亡	休業災害	不体災害 (うち障害が残るもの)	合 計			